



石川労働局発表  
令和7年1月31日(金)

報道関係者 各位

【照会先】

石川労働局  
職業安定部職業安定課  
課長 今町 聡  
課長補佐 今井 千夏  
電話 076 (265) 4427

**商工会議所との三者協定は北陸初！**

**「小松市雇用対策協定」を締結します**

石川労働局（局長 八木 健一）は、小松市（市長 宮橋 勝栄）及び小松商工会議所（会頭 西 正次）と、小松市内に所在する企業の人材確保並びに雇用機会の拡大に向けた様々な取組について連携・協力することにより、多様な人材の確保及び誰もが活躍できるビジネスフィールドを実現することを目的として、雇用対策協定を締結します。

◆協定締結式

- 日時 令和7年2月12日（水）14時00分～14時30分
- 場所 小松市役所 3階 特別応接室（小松市小馬出町91番地）
- 出席者 小松市長 宮橋 勝栄（みやはし しょうえい）  
小松商工会議所会頭 西 正次（にし まさつぐ）  
石川労働局長 八木 健一（やぎ けんいち）
- 内容 協定の趣旨説明・協定書の署名

◆協定の内容等

別添1「小松市雇用対策協定（概要）」、別添2「小松市雇用対策協定（案）」をご参照ください。

◆雇用対策協定の締結状況

- 雇用対策協定は、地方自治体と労働局が、雇用に関する地域の課題に対する共通認識を持ち、役割分担、連携方法を明確化し、一体となって雇用対策に取り組むことを目的とするもの
- 石川労働局と県内基礎自治体との協定締結は小松市で8か所目  
これまでは、平成29年9月に珠州市、平成30年1月に金沢市、平成30年7月に志賀町、令和元年7月に羽咋市、令和4年8月に七尾市、令和5年8月に能美市、令和5年10月に加賀市と協定を締結
- 石川県とは平成28年3月に協定を締結

# 小松市雇用対策協定(概要)



小松市



小松商工会議所



石川労働局

## 1 協定の目的

小松市と小松商工会議所及び石川労働局は、誘致企業を含む市内企業の人材確保を支援、雇用機会の拡大をはじめとした雇用対策を連携して実施することにより、「小松市中小企業・小規模企業振興基本条例」における多様な人材の雇用及び「2040年ビジョン」に掲げる誰もが活躍できるビジネスフィールドの実現を目指す。

## 2 協定により期待される効果

- 小松市と小松商工会議所及び石川労働局が地域の課題に対する認識を共有し、一体的な取組を実施
- 運営協議会※を設置し、雇用対策に関する施策を連携して推進
- 協定に基づき相互に必要な要請が可能

### ※運営協議会

- ・雇用対策協定に基づき、小松市と小松商工会議所及び石川労働局（ハローワーク小松）で構成する運営協議会を設置
- ・毎年度の事業計画の策定・見直し、事業評価、その他連携事業の運営に必要な事項について協議・決定

## 3 協定に基づく取組事項

- ①市内企業の人材確保
- ②高齢者・女性・障がい者の活躍推進
- ③雇用に係る施策情報の相互発信の連携及び雇用関連情報の共有



### 《連携して取り組む主な施策》

#### 『市内企業の人材確保』

- ・市内企業への人材確保に関するセミナーや個別企業ガイダンス・面接会等の企画開催

#### 『高齢者・女性・障がい者の活躍推進』

- ・市内企業に対する高齢者雇用促進等に関するセミナー等の企画開催
- ・厚生労働省認定企業制度等を活用した女性活躍推進の啓発
- ・障がい者雇用促進のための面接会の連携開催

#### 『雇用に係る施策情報の相互発信の連携及び雇用関連情報の共有』

- ・各機関のHPや窓口・広報誌等を活用した相互情報発信の連携
- ・各機関の雇用関係情報の共有による施策への活用

## 小松市雇用対策協定（案）

小松市、小松商工会議所、及び厚生労働省石川労働局（以下「石川労働局」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、小松市と小松商工会議所及び石川労働局が、市内企業（誘致企業を含む。）における人材確保の支援と雇用機会の拡大をはじめとした雇用対策を連携して実施することにより、「小松市中小企業・小規模企業振興基本条例」に定める多様な人材の雇用並びに「2040年ビジョン」に掲げる誰もが活躍できるビジネスフィールドの実現を目指すことを目的として締結する。

### （事業内容）

第2条 小松市と小松商工会議所及び石川労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画の作成及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、小松市と小松商工会議所及び石川労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

### （要請等）

第3条 小松市長と小松商工会議所会頭及び石川労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 小松市長と小松商工会議所会頭及び石川労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

### （秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、小松市と小松商工会議所及び石川労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

### （その他）

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、小松市と小松商工会議所及び石川労働局は誠意を持って協議し定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

### 附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、小松市長と小松商工会議所会頭及び石川労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

(協定締結当事者)  
令和7年2月12日

小松市  
石川県小松市小馬出町9-1番地

市長

小松商工会議所  
石川県小松市園町二-1番地

会頭

厚生労働省石川労働局  
石川県金沢市西念3丁目4番1号

局長